



よくある Q & A



Q. 申請書を持参する場合は総合支所の窓口でも受付できますか？

A. 総合支所の窓口では対応していません。郵送で送っていただくか、区役所本庁(芝公園)の7階教育委員会事務局(教育長室)までお持ちください。

Q. 保護者のいずれか(父・母)が単身赴任等で港区内にいませんが、追加で提出しなければいけない書類等がありますか？

A. 以下の書類を追加でご提出ください。
①令和8年1月1日時点で港区内にいない場合は令和8年度住民税課税証明書が必要です。
②令和7年1月1日時点で港区内にいない場合は、①に加え令和7年度住民税課税証明書が必要です。それぞれ、1月1日に住民登録のあった自治体で取得できます。また、特別徴収税額の通知書(写)及び特別区民税・都民税納税通知書(写)の提出をもって代えることができます。

Q. 令和6年1月から令和6年12月と令和7年1月から令和7年12月のあいだ、海外にいましたが追加で提出しなければいけない書類等がありますか？

A. 令和6年1月から12月まで及び令和7年1月から12月までの、それぞれ一年間の所得を証明できるもの(給与明細等)のコピーを提出してください。

Q. 保護者のいずれか(父・母)が大使館等勤務のため課税証明書を取ることができません。どうしたらいいですか？

A. 園児の属する世帯の構成及び収入等について把握する必要があるため、以下の書類を大使館に証明(公印付き)してもらったうえで添付してください。
①園児の氏名、生年月日、住所
②園児の家族全員の氏名、生年月日、住所、続柄
③園児の家族の収入(令和6年及び令和7年分)※日本円換算

Q. 区外の私立幼稚園を利用していますが、補助金の対象になりますか？

A. 港区に住民登録のある方でしたら、区外の私立幼稚園に通われていても港区の補助金の対象となります。

Q. バス代、PTA費及び制服代は補助対象ですか？

A. 補助の対象は、保育料や教材費、冷暖房費、施設整備費であり、バス代等の実費徴収するものについては、対象外です。

Q. 年度途中に区外に転出した場合、いつまで補助を受けることができますか？

A. 原則、転出日の前日まで港区の補助対象となります。

Q. 私立幼稚園の夏休み期間中、区の夏休み一時預かり事業を利用した場合の利用料は補助の対象になりますか？

A. 預かり保育料に対する補助金の対象となります。

私立幼稚園等へ通う港区在住園児の保護者のみなさんへ



令和8年度 補助金のお知らせ



令和8年4月より「給食費のうち副食費に対する補助金」の対象者を拡大するとともに「入園料補助金」の補助金額を変更します。また、令和8年10月分より幼児教育無償化に係る国の施設等利用費の増額に伴い「保育料等に対する補助金」と「預かり保育料に対する補助金」の補助金額を変更します。

1. 各種補助金について

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定(1号認定・2号認定)」を受けている必要があります。

(1) 保育料等に対する補助金

私立幼稚園(私学助成園)等に支払った保育料等に対する補助事業です。
入園年度の1回に限り入園料補助として40,000円(上限)を上乗せします。



保育料等に対する補助金額表(国の施設等利用費＋都区の保護者補助金)

区分	区市町村民税所得割課税額	補助上限金額(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	48,900円	48,900円	48,900円
B	区民税非課税世帯 又は 区民税所得割非課税世帯	45,900円 【48,900円】	48,900円	48,900円
C	所得割課税額 77,100円以下の世帯 (年収約360万円以下)	4月～9月分:38,800円 【45,900円】 10月～3月分:41,100円 【45,900円】	43,800円 【48,900円】	48,900円
D	所得割課税額 211,200円以下の世帯 (年収約680万円以下)	4月～9月分:33,400円 10月～3月分:41,000円	4月～9月分:38,700円 10月～3月分:41,000円	48,900円
E	所得割課税額 211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	4月～9月分:33,400円 10月～3月分:41,000円	4月～9月分:36,100円 10月～3月分:41,000円	48,900円

- ▶ 幼児教育無償化に係る国の施設等利用費に、都区の保育料補助金を合算した金額です。ただし、10月分以降は国の施設等利用給付費の増額(25,700円→28,000円)及び都区の保護者補助金の金額見直しに伴い、補助金額が変更になります。
- ▶ 保育料のほか、園則で規定されている暖房費・教材費・施設整備費も補助対象です。
- ▶ 【】内は、ひとり親世帯等の金額です。
- ▶ 港区外から転入された世帯については、認定申請の手続きでご提出いただいたマイナンバーを利用して区市町村民税に関する情報を確認します。

	上期	下期
支給対象月	4月～9月分	10月～3月分
交付(振込)時期	11月末～12月上旬	3月末～4月上旬

- 補助金の交付(振込)は年2回に分けて振り込みます。

(2)【該当者のみ】預かり保育料に対する補助金

私立幼稚園の教育時間終了後等に利用する預かり保育の利用料に対する補助事業です。
在籍している幼稚園が、一定水準以下(平日の開所時間が1日8時間未満または年間開所日数が200日未満)の場合は認可外保育施設等※1の利用料も補助の対象となります。
区内私立幼稚園については幼児教育・保育の無償化対象施設(公示) ※2をご確認ください。
区外の幼稚園については、園が所在する自治体へお問い合わせください。

※1 補助対象となる認可外保育施設等は無償化対象施設に限ります。
無償化対象施設かどうかはコチラからご確認ください▶▶
港区HP>子ども・家庭・教育>子ども・家庭>子育て支援施設
>幼児教育・保育の無償化ページ内の「特定子ども・子育て支援施設等の確認について」



※2 港区内の私立幼稚園の一覧について
コチラからご確認ください▶▶



預かり保育料に対する補助金額表

対象者	補助上限金額(月額)	
	4月～9月分	10月～3月分
「保育の必要性」の認定(2号認定)を受けている園児	月額上限450円 (月額上限11,300円)	月額上限490円 (月額上限12,300円)

《支給額の算定方法 ※例として4月～9月分で算定》

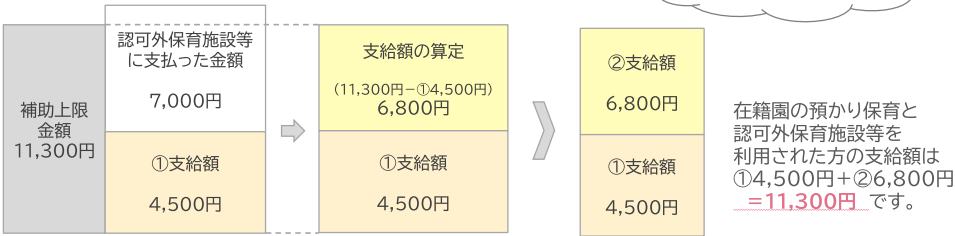
①在籍園利用分の支給額の計算方法(在籍園で実施している預かり保育のみを利用した場合)
在籍園の預かり保育の各月利用日数に月額上限450円を乗じて算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、11,300円を上限に支給します。

例:4月に在籍園の預かり保育のみ利用(利用日数:10日、利用料:6,000円)の場合



②認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法(在籍園に加え、認可外施設等で実施している預かり保育のみを利用した場合)
月額上限11,300円から在籍園の預かり保育分支給額を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に支払った金額を比較して少ない方が支給額となります。

例:①に加え、4月に子育てひろばあっぱいを利用(利用料:7,000円)の場合



認可外保育施設等を利用した場合は、
「特定子ども・子育て支援提供証明書」
の提出が必要です。

	上期	下期
支給対象月	4月～9月分	10月～3月分
交付(振込)時期	11月末～12月上旬	5月下旬

- 10月分以降は国の施設等利用給付費の増額に伴い、補助金額が変更になります。
- 補助金の交付(振込)は年2回に分けて振り込みます。
- 在籍園の預かり保育の利用日数や金額は、港区から各私立幼稚園に確認するため領収書等の提出は不要です。
- 補助金は、保育料等に対する補助金と同じ申請者名義の口座へ振り込みます。
- 対象者には個別に交付決定通知を送付します。
- 満3歳児で課税世帯であっても、預かり保育事業に対する補助が対象になる場合があります。詳しくは【お問い合わせ窓口】までご連絡ください。

(3)【該当者のみ】給食費のうち副食費に対する補助金

私立幼稚園で提供されている給食費のうち副食費(給食のうち主食以外のおかず等)に対する補助事業です。

対象者	補助上限金額(月額)
給食実施園に在籍する園児	5,100円

支給対象月	4月～3月分(1年間分)
交付(振込)時期	5月下旬

- 補助金の交付(振込)は年1回の振り込みです。
- 在籍園の副食費の金額は、港区から各私立幼稚園に確認するため領収書等の提出は不要です。
- 補助金は、保育料等に対する補助金と同じ申請者名義の口座へ振り込みます。
- 対象者には個別に交付決定通知を送付します。

2. 提出書類・提出期限

「全員」が提出する書類		マイナンバーカード によるオンライン申請
施設等利用費及び港区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書(緑色の用紙)		
提出期限	令和8年8月31日(月)	

「2号認定を受けていて認可外保育施設等の預かり保育を利用されている方」 のみ提出する書類		マイナンバーカード によるオンライン申請
特定子ども・子育て支援提供証明書		
4月～9月分 提出期限	令和8年10月30日(金)	
10月～3月分 提出期限	令和9年4月30日(金)	

3. 郵送・窓口申請による提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25(区役所7階)
港区教育委員会事務局 教育長室 私立幼稚園担当 宛て

【お問い合わせ窓口】 電話:03-3578-2111(内線2712、2702)
受付時間:平日8:30～17:15

